

# 社会総がかりで教育再生を

～ 公教育再生への第一歩～

## 教育再生会議第一次報告

### 7つの提言（初等中等教育を中心に）

|                  |  |
|------------------|--|
| 教育内容の改革          | <b>1. 「ゆとり教育」を見直し、学力を向上する</b><br>(1)「基礎学力強化プログラム」(学習指導要領改訂)<br>(2)全国学力調査を新たにスタート、学力の把握・向上に生かす<br>(3)伸びる子は伸ばし、理解に時間のかかる子には丁寧にきめ細かな指導を行う   |
|                  | <b>2. 学校を再生し、安心して学べる規律ある教室にする</b><br>(1)いじめと校内暴力を絶対に許さない学校をめざし、いじめられている子供を全力で守る<br>(2)いじめている子供や暴力を振るう子供には厳しく対処、その行為の愚かさを認識させる<br>(3)暴力など反社会的行動を繰り返す子供に対する毅然たる指導、静かに学習できる環境の構築(通知等の見直し)   |
|                  | <b>3. すべての子供に規範を教え、社会人としての基本を徹底する</b><br>(1)社会人として最低限必要な決まりをきちんと教える<br>(2)父母を愛し、兄弟姉妹を愛し、友を愛そう  |
| 教員の質の向上          | <b>4. あらゆる手だてを総動員し、魅力的で尊敬できる先生を育てる</b><br>(1)社会の多様な分野から優れた人材を積極的かつ大量に採用する<br>(2)頑張っている教員を徹底的に支援し、頑張る教員をすべての子供の前に<br>(3)不適格教員は教壇に立たせない、教員養成・採用・研修・評価・分限の一体的改革<br>(4)真に意味のある教員免許更新制の導入(教育職員免許法の改正)   |
| 教育システムの改革        | <b>5. 保護者や地域の信頼に真に応える学校にする</b><br>(1)学校を真に開かれたものにし、保護者、地域に説明責任を果たす<br>(2)学校の責任体制を確立し、校長を中心に教育に責任を持つ(学校教育法の改正)<br>(3)優れた民間人を校長などの管理職に、外部から登用する  |
|                  | <b>6. 教育委員会の在り方そのものを抜本的に問い直す(地方教育行政法の改正)</b><br>(1)教育委員会の問題解決能力が問われている。教育委員会は、地域の教育に全責任を負う機関として、その役割を認識し、透明度を高め、説明責任を果たしつつ、住民や議会による検証を受ける<br>(2)教育委員会は、いじめ、校内暴力など学校の問題発生に正面から向き合い、危機管理チームを設け、迅速に対応する<br>(3)文部科学省、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校の役割分担と責任を明確にし、教育委員会の権限を見直し、学校教職員の人事について、広域人事を担保する制度と合わせて、市町村教育委員会に人事権を極力、委譲する<br>(4)当面、教育委員会のあるべき姿についての基準や指針を国で定めて公表するとともに、第三者機関による教育委員会の外部評価制度を導入する<br>(5)小規模市町村の教育委員会に対しては、広域的に事務を処理できるよう教育委員会の統廃合を進める |
| 「社会総がかり」での全国的な参画 | <b>7. 「社会総がかり」で子供の教育にあたる</b><br>(1)家庭の対応 - 家庭は教育の原点。保護者が率先し、子供にしっかりしつけをする -<br>(2)地域社会の対応 - 学校を開放し、地域全体で子供を育てる - (放課後子どもプランの全国展開)<br>(3)企業の対応 - 企業も「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)」を実現し、教育に参画する -<br>(4)社会全体の対応 - 有言情報から子供を守る -  |

### 4つの緊急対応

- (1)暴力など反社会的行動をとる子供に対する毅然たる指導のための法令等で出来ることの断行と、通知等の見直し(いじめ問題対応)
- (2)教育職員免許法の改正(教員免許更新制導入)
- (3)地方教育行政法の改正(教育委員会制度の抜本改革)
- (4)学校教育法の改正(学習指導要領の改訂及び学校の責任体制の確立のため)